



# 7月 自治協力委員会



令和7年7月3(木) 午前10時  
藤枝市役所西館5階 大会議室

1 市長あいさつ

2 議題

依頼	資料	<b>令和8年度 見守り防犯カメラ設置要望書の提出</b>	配布対象	参考書類
	1	提出期限：9月2日（火） 交通安全・地域安全課 ☎631-5553	自治会長 町内会長	運営の手引き P.25

来年度に見守り防犯カメラの設置を検討している自治会・町内会は見守り防犯カメラ設置要望書の提出をお願いします。

依頼	資料	<b>令和8年度 コミュニティ(宝くじ)助成事業の募集</b>	配布対象	参考書類
	2	提出期限：9月2日（火） 協働政策課 ☎643-3189 地域防災課 ☎643-2110、生涯学習課 ☎643-3047	自治会長 町内会長	運営の手引き P.25

(一財)自治総合センターでは、コミュニティ活動の推進等を図るため、事業費の助成をします。来年度に申請する場合は7月25日(金)までに事前に担当課へご相談ください。

依頼	資料	<b>令和8年度 地区集会所新築・耐震補強・修繕等計画書の提出</b>	配布対象	参考書類
	3	提出期限：9月2日（火） 協働政策課 ☎643-3189、地域包括ケア推進課 ☎643-3225	自治会長 町内会長	運営の手引き P.27

来年度に地区集会所に関する工事等を計画している場合は、地区集会所設置等計画書の提出をお願いします。

依頼	資料	<b>地区集会所 新築・改築・耐震補強工事等計画書（今後10年間）の提出</b>	配布対象	参考書類
	4	提出期限：9月2日（火） 協働政策課 ☎643-3189	自治会長 町内会長	なし

集会所の整備計画を把握するため、今後10年間で集会所の新築・改築・耐震補強工事等を計画している場合は計画書の提出をお願いします。

情報提供	資料	<b>令和8年度 自主防災会補助金（資機材整備事業）の要望調査</b>	配布対象	参考書類
	5	地域防災課 ☎643-2110	自治会長	なし

各自主防災会における来年度の補助金要望の調査を各自主防災会長に依頼しますので、御承知おきください。

情報提供	資料 6	令和7年	配布対象	参考書類	
		藤枝市戦没者追悼・終戦80年平和祈念式典の開催		自治会長	なし
		福祉政策課 ☎643-3148		町内会長	

藤枝市戦没者追悼・平和祈念式典を8月15日（金）に開催しますので、御都合がつかましたら式典に御出席いただけますようお願いいたします。

配布物	藤枝大祭り ポスター		配布対象	参考書類
	観光交流課政策課 ☎643-3078		自治会長	広報9月号
			町内会長	

配布物	特別展	配布対象	参考書類	
	「大江戸 浮世絵トリックアート展」ポスター		自治会長	広報7月号
	文化財課 ☎645-1100		町内会長	

次回、自治協力委員会

**8月1日（金）午後3時～**  
藤枝市役所 西館5階 大会議室

配布資料を市ホームページに掲載しています。  
キーワード検索は、**Q** 藤枝市 自治協力委員会





藤交地第 17 号  
令和 7 年 7 月 3 日

自治会長・町内会長 各位

交通安全・地域安全課長

## 令和 8 年度 見守り防犯カメラ設置要望書の提出について（依頼）

来年度予算編成のため、令和 8 年度において防犯カメラの設置を検討している自治会・町内会は、下記のとおり別紙「令和 8 年度 見守り防犯カメラ設置要望書」を御提出くださいますようお願いいたします。

### 記

- 1 提出書類** 「令和 8 年度 見守り防犯カメラ設置要望書」（別紙）  
※毎年度 1 団体あたり 2 台が限度となります。
- 2 提出方法** 直接窓口、各地区交流センター、F A X またはメールにて御提出ください。
- 3 提出期限** 9 月 2 日（火）【9 月自治協力委員会開催日】
- 4 その他**
  - ・この要望書は来年度予算要求のための資料であり、実際に補助金の交付を決定するものではありません。
  - ・詳細は裏面「見守り防犯カメラ設置費補助金の概要」をご覧ください。
  - ・不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

交通安全・地域安全課（市役所 4 館東階）

Tel : 054-631-5553

Fax : 054-643-3327

Mail : kotsuanzen@city.fujieda.lg.jp

# 見守り防犯カメラ設置費補助金の概要

地域の自主的な防犯活動を支援するため、見守り防犯カメラを設置する自治会、町内会に対して設置費の一部を補助します。

## 補助対象者

市内の自治会・町内会

## 補助金額

- ・補助の対象経費の10分の9以内、上限額30万円（1台あたり）
- ・毎年度1団体あたり2台まで

## 防犯カメラの規格

犯罪の防止を目的として、公共空間 ※1に向けて特定の場所に継続的に設置され、現に撮影するビデオカメラで、下記の画像記録機能を有するものとなります。

区分	仕様
有効画素数	38万画素以上
録画時間	24時間録画し、画像データを1週間以上保存できるものであること。
フレームレート	4フレーム/秒以上
記録媒体	光ディスクその他これに準ずる方法により、確実に記録しておくことができる機能を有するものであること

※1 道路、公園、広場、地下道など、国又は地方公共団体が管理する不特定多数の者が自由に通行又は利用できる空間。

(ゴミ出しのマナー違反者や犬の糞の不始末者を監視する等の目的のためには利用できません)

## 補助対象経費

見守り防犯カメラの設置事業に要する経費のうち下記の経費となります。

- ・見守り防犯カメラの購入及び設置に要する経費
  - ・見守り防犯カメラを設置している旨を示す看板の製作及びその設置に要する経費
- ※監視モニターや機器の保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費は補助対象外です。

## 管理・運用について

- (1) 見守り防犯カメラの設置にあたっては、『藤枝市見守り防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行っていただきます。
- (2) 設置し、撤去するまでの間は、見守り防犯カメラを適切に維持管理していただきます。設置後は年に一度、防犯カメラの設置状況や活用状況を記載した「管理状況報告書」を提出していただきます。
- (3) 設置後6年間は継続して運用していただきます。

## 令和8年度 見守り防犯カメラ設置要望書

自治会 又は 町内会名 \_\_\_\_\_

自治会長 又は 町内会長名 \_\_\_\_\_

1 要望数 \_\_\_\_\_ 台

※毎年度1団体あたり2台が限度となります。

2 要望場所

要望数	設置希望場所	※ <sup>1</sup> 通学路該当
記入例	藤枝市〇〇1丁目2番地3号 地先	○
1台目		
2台目		

※<sup>1</sup> 撮影範囲に小学生または中学生の通学路が入る場合は○を記入してください。

3 要望理由

要望数	要望理由
記入例	周辺に街灯が少なく、過去に不審車両が停車していたことがあったため。
1台目	
2台目	

※要望がある場合には、令和7年9月2日（火） 自治協力委員会までにご提出ください。

提出期限：令和7年9月2日（火）

提出先：藤枝市交通安全・地域安全課（東館4階）

電話：054-631-5553（直通）

E-mail：kotsuanzen@city.fujieda.lg.jp

藤協第23号  
令和7年7月3日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長  
地域防災課長  
生涯学習課長

## 令和8年度 コミュニティ(宝くじ)助成事業の 募集について(依頼)

(一財)自治総合センターでは、地域や組織の実施するコミュニティ活動の推進や健全な発展を図るため、宝くじを財源とした助成を行っています。この助成を受けようとする場合には、事業実施の前年度(令和7年度)に市から県を經由して申請を行う必要があります。

つきましては、申請を検討される自治会・町内会・自主防災会等は、下記担当課へご相談いただき、別紙『令和8年度コミュニティ助成事業申請書』を下記のとおりご提出ください。

なお、この事業は(一財)自治総合センターで厳正に審査されるため、必ず採択になるとは限りません。

### 記

- 1 助成対象事業
- (1) 一般コミュニティ助成事業 (担当課: 協働政策課)
  - (2) コミュニティセンター助成事業 (担当課: 協働政策課)
  - (3) 地域防災組織育成助成事業 (担当課: 地域防災課)
  - (4) 青少年健全育成助成事業 (担当課: 生涯学習課)

※詳細は別紙「令和7年度 一般コミュニティ助成事業<概要>」  
をご覧ください

- 2 提出書類  
(共通)
- (1) 令和8年度コミュニティ助成事業申請書(別紙)
  - (2) 組織の会則・規約
  - (3) 組織の令和7年度事業計画書・令和7年度収支予算書
  - (4) 助成対象の見積書・カタログ・図面・その他参考資料  
(A4カラー3部)

※見積書・カタログ・図面を含む全ての提出書類はA4たて  
サイズでの提出をお願いします。

(裏面に続く)

3 提出期限 9月2日(火)まで ※期限厳守(締切後は受付できません)

申請希望の自治会・町内会・自主防災会は、事前(申請書類提出前)に担当課へご相談ください。

【相談期限】7月25日(金)

※説明用資料の準備等がありますので、事前に担当課へ連絡してから、ご相談へお越してください。

4 連絡・提出先

- (1) 一般コミュニティ助成事業については…協働政策課(市役所東館4階)  
TEL: 643-3189(直通)
- (2) コミュニティセンター助成事業については…協働政策課(市役所東館4階)  
TEL: 643-3189(直通)
- (3) 地域防災組織育成助成事業については…地域防災課(市役所東館2階)  
TEL: 643-2110(直通)
- (4) 青少年健全育成助成事業については…生涯学習課(生涯学習センター)  
TEL: 643-3047(直通)

5 注意事項

- (1) 令和8年度に事業を行う際、増額変更は一切認められませんので、業者からの見積金額は、確実な見積額としてください。
- (2) 事業(施設・設備・備品等)には宝くじの普及事業であるマークのカラー表示が必須です。プレート作製等の費用も業者の見積りに含めてください。(デザインにはマニュアルがあります)
- (3) 令和8年度の要綱が改定される可能性があり、申請した物が対象にならない場合もありますので、ご承知おきください。

**注意!** 採択後、原則、変更はできません。事業内容は、(物品の設置場所や収納スペース等)十分協議したうえで、変更が生じないように申請してください。

【問い合わせ先】

協働政策課 TEL: 643-3189(直通)  
MAIL: kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp  
地域防災課 TEL: 643-2110(直通)  
MAIL: bosai@city.fujieda.lg.jp  
生涯学習課 TEL: 643-3047(直通)  
MAIL: rouju@city.fujieda.lg.jp

## 参 考 令和7年度一般コミュニティ助成事業<概要>

**※事業実施主体1団体あたり1つの助成事業しか申請できません。**

### 1 一般コミュニティ助成事業（担当：協働政策課）

助成金額：100万～250万円（10万単位で10/10以内の助成）

対象事業：コミュニティ活動の活性化につながるコミュニティ活動に直接必要な設備等（基礎工事の伴う建築物等は除く）

事業例：お祭り用品の整備（太鼓、獅子頭、神楽(宗教性のないもの)等）  
集会施設の備品整備（机、イス、コピー機、プロジェクター等）  
イベント用品の整備（テント、ポータブルアンプ等）

対象外：既存施設・中古品の購入、消耗品、モニュメント、石碑等

### 2 コミュニティセンター助成事業（担当：協働政策課）

助成金額：総事業費の5分の3以内

2,000万円を上限（10万円単位）県内の採択はおおむね3件

助成内容：コミュニティ活動に必要な自治会集会所等の集会施設の建設、大規模修繕経費

対象経費：建築主体、電気・機械設備、仮設費等

対象外：土地の取得、既存施設購入・増築、既存施設の撤去や外構に要する経費

※コミュニティ組織が登記できる法人格・認可地縁団体であることが必要。認可を申請中の場合は対象となりません。

### 3 地域防災組織育成助成事業（ア.自主防災組織育成助成事業）（担当：地域防災課）

助成金額：30万～200万円（10万単位で10/10以内の助成）

助成内容：自主防災会が地域の防災活動に直接必要な設備等の整備（建築物、消耗品は除く）

事業例：可搬ポンプ・テント・発電機等

対象外：使用期限が決まっている備蓄品（食料品等）、数回の利用で消費される備蓄品、消火器（訓練用消火器を除く）、車両に搭載する目的の備品（無線機等）

### 4 青少年健全育成助成事業（担当：生涯学習課）

助成金額：30万～100万円（10万単位で10/10以内の助成）

助成内容：青少年の健全育成に必要な活動や事業等で主として親子で参加するソフト事業

対象外：参加者・スタッフ・実行委員に関する経費、ソフト事業における事業実施主体の経常的経費、消耗品、食糧費

## 共通事項（上記1～4の事業）

対象外：◎土地の整備（取得、造成を含む）

◎既存施設・中古品の購入

◎既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用

（ただし、修繕については、一般コミュニティ助成事業の祭り用品及び、コミュニティセンター助成事業における大規模修繕は助成対象）

◎車両（乗用式のトラクター・草刈り機等も含む）

◎ソフト事業における実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費

- 施設・設備（備品）等全てに「表示に関するデザインマニュアル」に定める表示を行うことが必須です。

※デザインの規定については（一財）自治総合センターのホームページで確認できます。



\*\*\*令和7年度コミュニティ助成事業（藤枝市）採択決定一覧\*\*\*

### ○一般コミュニティ・コミュニティセンター助成事業

事業実施主体	事業内容
時ヶ谷第4町内会	会館エアコンの整備

### ○地域防災組織育成助成事業

事業実施主体	事業内容
宮原自主防災会	可搬ポンプ式

※青少年健全育成助成事業については、採択なし

# 令和8年度 コミュニティ助成事業 申請書

令和 年 月 日

藤枝市長 様 (協働政策課 ・ 地域防災課 ・ 生涯学習課)  
(担当課に○をつけてください)

事業実施主体名 ( \_\_\_\_\_ )

※助成申請事業に○をつけてください

<input type="checkbox"/>	一般コミュニティ助成事業
<input type="checkbox"/>	コミュニティセンター助成事業
<input type="checkbox"/>	地域防災組織育成助成事業 ア. 自主防災組織育成
<input type="checkbox"/>	青少年健全育成助成事業

別記のとおり標記に関する事業を行いたいので、助成されるよう申請します。

## (1) 事業実施主体

1. 自治会名	
2. 町内会名 (自主防災会名)	
3. 代表者名	
4. 代表者 連絡先	TEL (        —        —        ) ※TEL は昼間連絡のとれる番号を記載
別に担当者がある場合…	担当者名 (        ) TEL (        )
5. 結成年月日 (自治総合センターへの申請に必要なため)	昭和・平成・令和        年        月        日

(2) 事業費 ( \_\_\_\_\_ 円)

(3) 助成申請事業の趣旨・目的 (助成を必要とする理由)

(4) 助成申請事業の内容

① 実施期間：令和8年 月 日開始 ~ 令和 年 月 日完了

② 実施場所 (設置・保管場所・ソフト事業の場合はイベント等実施場所)

( \_\_\_\_\_ )

住所 (静岡県藤枝市 \_\_\_\_\_ )

※備品・設備の場合の設置場所の土地または建物の所有者

( \_\_\_\_\_ )

③ 実施内容

・ 規模

・ 構造

・ 面積

・ 数量

- ・ 行事の内容

- ・ 行事の運営・執行など

- ・ 行事の資金

- ・ 申請する助成事業の過去の申請実績

(5) 助成申請事業の期待できる効果

〈添付書類〉

1. 組織の会則・規約
2. 組織の令和7年度事業計画書・令和7年度収支予算書
3. 助成対象の見積書・カタログ・図面・その他参考資料（A4カラーで打ち出したものを3部提出）

※提出書類はA4たてサイズでの提出をお願いします（見積書、カタログ、図面を含む全ての書類）

**◎提出期限 9月2日（火）まで**

※期限厳守（締切後は受付できません）

◎連絡・提出先

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 一般コミュニティ助成事業   | …協働政策課（市役所東館4階）<br>TEL 6 4 3 - 3 1 8 9（直通）  |
| 2 | コミュニティセンター助成事業 | …協働政策課（市役所東館4階）<br>TEL 6 4 3 - 3 1 8 9（直通）  |
| 3 | 地域防災組織育成助成事業   | …地域防災課（市役所東館2階）<br>TEL 6 4 3 - 2 1 1 0（直通）  |
| 4 | 青少年健全育成助成事業    | …生涯学習課（生涯学習センター）<br>TEL 6 4 3 - 3 0 4 7（直通） |

※申請希望の自治会・町内会・自主防災会は、事前（申請書類提出前）に上記担当課へご相談ください。【相談期限】7月25日（金）



藤協第24号  
令和7年7月3日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長  
地域包括ケア推進課長

## 令和8年度 地区集会所新築・耐震補強・修繕等計画書の提出について（依頼）

このことについて、令和8年度に地区集会所に関する工事等を計画している場合は、別紙『地区集会所設置等計画書』の提出をお願いします。

記

### 1 対象事業と担当課

対象事業	担当課
(1) 集会所の新築・改築又は購入	協働政策課
(2) 集会所の増築・修繕	
(3) 老人憩いの家（単独）の増築・修繕	
(4) 集会所の耐震補強の経費 （耐震補強計画の策定、耐震補強工事）	
(5) 集会所の防災対策工事 （ガラス飛散防止工事、非常用電源切替工事）	
(6) 老人憩いの家の備品購入	地域包括ケア推進課

2 提出書類 (1) 令和8年度 地区集会所設置等計画書（裏面）

(2) 計画に対する図面・見積書・カタログ等

3 提出期限 9月2日（火）までに担当課へ（9月自治協力委員会 開催日）

### 4 注意事項

(1) 令和8年度に事業を行う際、増額変更はできません。

(2) 補助金は千円未満切り捨てとなります。

(3) 見積書等もデータ化が可能であれば、メールでの提出でも構いません。

#### 【問い合わせ先】

協働政策課（市役所東館4階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

地域包括ケア推進課（市役所西館1階）

Tel : 054-643-3225

Fax : 054-643-3506

Mail : chiikicare@city.fujieda.lg.jp

# 令和 8 年度 地区集会所設置等計画書

令和 7 年 月 日

自治会	
町内会名	
会長名	
集会所の名称	
施設の概要	構造：                      面積：                      建築年度：
事業種別 (該当に○)	新築・改築・購入・増築・修繕・耐震補強(計画・工事) 地域防災拠点施設の防災対策(電源切替工事・ガラス飛散防止工事) 老人憩いの家備品購入
事業内容	
予定工期	令和 8 年 月 から 令和 年 月 まで
概算事業費	円 (業者見積の <u>税込み金額</u> )
資金計画	・積立金等 ..... 円 ・借入金等 ..... 円 ・市補助金 ..... 円 (市補助金は「1,000円未満切捨」で記入) ・その他 (.....) ..... 円 合計 ..... 円
併設施設	・老人憩いの家 ・その他の施設 { ..... }

※ 添付書類・・・計画に関する図面・見積書・カタログ等

○提出期限     9月2日(火)までに担当課へ(9月自治協力委員会開催日)

○提出先       老人憩いの家の備品以外について…協働政策課(市役所 東館4階)

老人憩いの家の備品について     …地域包括ケア推進課(市役所 西館1階)



<地域防災拠点施設整備事業補助金> <担当：協働政策課 643-3189>

	補助の対象	補助の金額
5	集会所の 防災対策工事の経費	<p>◆対象施設： 災害時に自主防災会組織本部を設営する地区集会所のうち、下記①または② ①昭和56年6月1日以降に建築されたもの ②昭和56年5月31日以前に建築されたもののうち、耐震補強工事を実施済みのもの</p> <p>◆対象工事： ガラス飛散防止工事 非常用電源切替工事</p> <p>◆対象経費の2分の1以内</p> <p>◆限度額： ①「集会所設置費補助金」と「地域防災拠点施設整備事業補助金」の3年間の合計が100万円 ②老人憩いの家を併設している場合は、200万円</p>
<p>👉 非常用電源切替工事とは？・・・ 停電や災害時の非常時用電源として、集会所の天井照明などの接続機器へ、発電機から電力を供給できるようにする工事です！</p> <p>発電機と集会所の配電を繋げる装置の他にも、太陽電池や夜間電力を利用し、平常時に電気を蓄えておき、停電時に、その電気を使う蓄電システムもあります。 (この蓄電システムも補助対象になります。)</p>		

<老人憩いの家の備品>

<担当：地域包括ケア推進課 643-3225>

	補助の対象	補助の金額
6	老人憩いの家 備品購入の経費	<p>◆対象経費の2分の1以内</p> <p>◆限度額 5年間の補助金の合計が50万円</p>
<p>※エアコン設置・取替については協働政策課までご相談ください</p>		



藤協第25号  
令和7年7月3日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長

**地区集会所新築・改築・耐震補強工事等計画書（今後10年間）の提出について（依頼）**

令和9年度～令和18年度までの整備計画を把握するため、今後10年間に地区集会所を整備（新築・改築・購入・耐震補強計画策定・耐震補強工事）する計画のある自治会・町内会につきましては、別紙『今後10年間の地区集会所整備計画書』を下記のとおり提出してください。

記

1 補助の対象及び金額

補助の対象	補助の金額
新築・改築又は購入	対象経費の3分の1以内 (上限あり、老人憩いの家を併設した場合は加算あり)
耐震補強計画策定費	対象経費の3分の2以内 ・木造：限度額 20万円 ・鉄骨造り等：限度額 120万円
耐震補強工事	対象経費の3分の1以内：限度額 300万円

※詳しくは4月に配布しました『自治会・町内会運営の手引き』（紫色の表紙の冊子27～28ページ）をご覧ください。

2 提出書類 今後10年間（令和9年度～令和18年度）の地区集会所整備計画書

3 提出期限 9月2日(火)まで（9月自治協力委員会開催日）  
※昨年度に提出された整備計画から変更がない、又は整備計画がない自治会・町内会は提出不要です。

4 提出先 藤枝市役所 東館4階 協働政策課  
※下記問い合わせ先のメールアドレスへメール送付でも構いません。

**【問い合わせ先】**  
協働政策課（市役所東館4階）  
Tel : 054-643-3189  
Fax : 054-643-3327  
Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

# 今後10年間の地区集会所整備計画書

令和7年 月 日

自治会	
町内会名	
集会所の名称	
整備内容 (該当に○)	新築 ・ 改築 ・ 購入 耐震補強計画策定 ・ 耐震補強工事
構造	
概算事業費	円
整備予定年度	令和 年度
※耐震補強工事の場合、耐震補強計画策定年度 平成・令和 年度	

## < 調査対象内容 >

- (1) 調査対象期間：令和9年度～令和18年度（10年間）
- (2) 調査対象内容：新築・改築・購入・耐震補強計画策定・耐震補強工事
- (3) 概算事業費は現在の予定予算額（未定の場合は未定）を記入してください。

○提出期限・・・9月2日（火）まで（9月自治協力委員会 開催日）

※昨年度に提出された整備計画から変更がない又は計画のない自治会・町内会は提出不要

○提出先・・・協働政策課（市役所 東館4階）

※kyodo@city.fujieda.shizuoka.jpへメール送付でも構いません。



藤枝市  
Fujieda City

自治協力委員会

資料 No. 5

藤地防第 36 号  
令和 7 年 7 月 3 日

自治会長（防災部長） 各位

地域防災課長

## 令和 8 年度 自主防災会補助金（資機材整備事業）の 要望調査について（情報提供）

令和 8 年度予算要求の参考資料とするため、各自主防災会における令和 8 年度の補助金（資機材整備事業）要望について調査いたします。

つきましては、別紙のとおり、各自主防災会長に対し、裏面の要望書を 9 月 12 日（金）までに地域防災課にご提出をいただくよう依頼いたしますので、御承知おきください。

### 【問い合わせ先】

地域防災課（市役所東館 2 階）

TEL：054-643-2110

FAX：054-645-3050

MAIL: bosai@city.fujieda.lg.jp

(自治会長用参考資料) 自治会長は提出する必要はありません。

要 望 書

9月12日(金)までに地域防災課へ提出

藤枝市長 北村正平 様

令和8年度自主防災会補助金(資機材整備事業)要望について下記のとおり提出します。

自主防災会

会長名

TEL

(昼間に連絡の取れる電話番号を記入してください)

記

資機材	購入	物品名	単価	数量	小計	合計
		参考資料				
円						
資機材	修繕	物品名	単価	数量	小計	合計
円						

防災倉庫	事業内容(該当箇所に○をつけてください)	建築確認申請の必要 (新築・増築・改築・移転の場合)
	新築・増築・改築・移転・修繕	有・無
	規模・規格・数量・修繕内容等	※該当箇所に○をつけてください
	設置予定場所	事業費 (消費税10%込)
・建築確認申請が必要な場合は、その費用も含める	【土地所有者の許可(事前協議含む) 未・済】 →市管理の土地の場合(課)	円

- ※この要望書を提出する際は、必ず見積書の写し(消費税10%込)を添付してください。
- ※防災倉庫の新築・増築・改築を予定している場合は、購入予定の倉庫のカタログ(写し)も添付してください。
- ※防災倉庫の要望については、依頼文の5. その他(確認事項)の⑥、⑦、⑧を必ずご確認ください。

写

自主防災会長各位

藤枝市総務部  
危機管理センター地域防災課長

令和8年度自主防災会補助金（資機材整備事業）の要望調査について（依頼）

日頃より、防災行政に対しまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では令和8年度予算要求の参考資料とするため、各自主防災会の補助金（資機材整備事業）要望を調査させていただきます。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、令和8年度に下記の防災事業を計画する自主防災会は、別添要望書によりご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象事業

◎自主防災会資機材整備事業

補助金額については、事業費の2分の1以内（補助金限度額：75万円）

※「ハザードカルテ」の作成状況を報告した自主防災会は、事業費の3分の2以内（補助金限度額は同じ）に拡大

①資機材

購入費、修繕費各々単価1万円以上を対象。ただし単価1万円以下でも同品の複数購入等で、合計1万円以上あれば対象。※対象の資機材については4月12日に配布した「補助金説明資料」資料13を参照のこと。また、備蓄用食料・飲料は対象外。

②倉庫（倉庫の新築、増築、改築、移転、修繕）

建築確認申請が必要な場合は、その費用も含めてください。

2. 提出物 ・別紙「要望書」  
・見積書の写し（消費税10%込）  
※倉庫については、カタログの写し（新築・増築・改築の場合）

3. 提出先 地域防災課（市役所東館2F）  
※メール・FAX可

4. 提出期限 **9月12日（金）**（期限厳守でお願いします。）

5. その他（確認事項）

①提出がない場合、令和8年度の資機材整備事業の補助金が受けられません。

また、提出が遅れた場合も、補助金が受けられませんのでご注意ください。

②対象となる事業計画がない場合は、要望書を提出する必要はありません。

③各自主防災会からの要望が多かった場合は、補助率を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

（裏面へつづく）

- ④要望書の提出にあたっては、自主防災会の負担金も発生するため、あらかじめ、会計担当者（自主防災会・町内会・自治会等）に予算が確保できるか確認をお願いします。
- ⑤物価高騰等により令和8年度の補助金交付申請時（※令和8年4月以降）に補助対象資機材または倉庫が値上がりしていた場合、値上がり分の金額については各自主防災会で負担していただきます。
- ⑥倉庫の整備を実施する場合（既存倉庫の修繕・改築も含む）は、土地所有者の許可または承諾が必要となります。要望書提出前に必ず、土地所有者を確認のうえ、許可または承諾をいただくようお願いします。
- ※今回の要望の時点では、土地所有者の許可証・承諾書までは求めませんが、令和8年度の申請の際には必須となります。
- ⑦市が管理する土地（公園、広場等）に防災倉庫の新築、増築等を計画する場合は、担当課へ占用許可等についてご協議をいただきますようお願いいたします。
- ※市が管理する土地（公園・広場等）についてはスペースや防犯上の観点から、倉庫の新築・増築に限りがあります。
- ⑧防災倉庫の新築・増築・改築・移転の実施にあたっては、**建築確認申請が必要となる場合がありますので、各自主防災会にて事前に確認をお願いします。**
- ※建築確認申請が必要な場合、その費用も事業費に含めていただくようお願いします。補助金額については、建築確認申請費用を含んだ事業費の2分の1（3分の2）以内（上限75万円）です。
- ⑨今回提出していただく要望書の写しは大切に保管し、来年度の自主防災会長へ必ず引き継いでください。
- ⑩活性化補助金については、昨年度ご提出いただいた「令和7年度自主防災会長等届出書」に記載の世帯数を基に補助金額を決めさせていただきますので、今回の調査での報告は不要です。

**その他、ご不明な点は担当までお問い合わせ下さい。**

※この要望調査は、あくまでも来年度の資機材整備事業の補助金予算を編成するための調査であり、補助金の交付を確約するものではありません。  
正式な補助金額、申請の手続き等については、令和8年4月開催予定の自主防災会補助金事務等説明会にて説明いたします。

担 当 ： 総務部 危機管理センター  
地域防災課  
T E L ： 6 4 3 - 2 1 1 0  
F A X ： 6 4 5 - 3 0 5 0  
M A I L ： bosai@city.fujieda.lg.jp



藤福第 110 号  
令和 7 年 7 月 3 日

自治会長・町内会長 各位

福祉政策課長

## 令和 7 年藤枝市戦没者追悼・終戦 80 年平和祈念式典の 開催について（情報提供）

令和 7 年藤枝市戦没者追悼・終戦 80 年平和祈念式典を、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、御都合がございましたら式典に御出席いただけますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 日 時 8 月 1 5 日（金）午前 1 0 時～1 1 時
- 2 会 場 藤枝市民会館（藤枝市岡出山一丁目 1 1 - 1）  
※駐車場に限りがあります。乗り合わせ、または、送迎での来場をお願いいたします。  
駐車場は、市庁舎周辺（裏面参照）をご利用ください。
- 3 主 催 藤枝市
- 4 協 力 藤枝市遺族会
- 5 趣 旨 戦争による犠牲者を悼み、人類共通の願いである恒久平和を祈念すると共に、戦争の悲惨さと平和の尊さを市民に伝え、次世代に継承していくことを目的とする。
- 6 式 次 第 国歌、黙祷、式辞、追悼のことば、献花、献歌、遺族会女性部朗読、感想文朗読（広島市式典に参加した中学生）、朗読劇（被爆体験）、遺族会謝辞、市歌
- 7 そ の 他 (1) 供物(料)等は御遠慮させていただきます。  
(2) 服装については、華美とならないよう御配慮をお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

担当：福祉政策課（市役所西館 1 階）

Tel : 054-643-3148

Fax : 054-644-2941

Mail : fukusi@city.fujieda.shizuoka.jp

# 駐車場案内図（戦没者追悼・平和祈念式典）

市庁舎前のA駐車場は、市役所来庁者も多数利用されます。周辺のB～Eのご利用をお願いします。

